薬第1555-4号

平成29年12月19日

各関係団体長　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　大阪府健康医療部長

大阪府薬物の濫用の防止に関する条例第９条に規定する知事指定薬物の指定について（通知）

大阪府では、大阪府薬物の濫用の防止に関する条例（平成24年大阪府条例第123号。以下「条例」という。）により知事指定薬物の指定等について定めているところです。

このたび、条例第９条第１項の規定に基づき、平成29年12月19日付けで新たに知事指定薬物を公示し、指定しました。

つきましては、下記の事項をご了知のうえ、貴会（組合）員に周知いただきますようお願いします。

記

１．知事指定薬物

次に掲げる３物質について、府の区域内において現に濫用され、又は濫用されるおそれがあり、かつ、中枢神経系の興奮、抑制又は幻覚の作用（当該作用の維持又は強化の作用を含む。）を有すると認められたことから、条例第９条第１項に規定する知事指定薬物に指定しました。

1. アダマンタン―１―イル＝１―ペンチル―１Ｈ―インダゾール―３―

カルボキシラート及びその塩類

【通称名】ＡＣＢＬ（Ｎ）―０１８

1. １―（４―エチルフェニル）―Ｎ―（２―メトキシベンジル）プロパン―

２―アミン及びその塩類

【通称名】４―ＥＡ―ＮＢＯＭｅ

（３） ２―［（４―ブロモ―２，５―ジメトキシフェネチルアミノ）メチル］

フェノール及びその塩類

【通称名】２５Ｂ―ＮＢＯＨ、２Ｃ―Ｂ―ＮＢＯＨ、ＮＢＯＨ―２Ｃ―Ｂ

（４）（１）から（３）までに掲げる物のいずれかを含有する物

２．施行期日

平成29年12月20日

大阪府健康医療部

薬務課麻薬毒劇物グループ

　TEL:06-6941-9078（直通）

　FAX:06-6944-6701